

# 令和4年度 特定不妊治療費の助成申請について

令和4年4月1日以降、助成制度が変わります。なお、令和4年3月31日までに開始した治療は旧制度が適用されます。

※（旧制度の申請方法は裏面参照）

## 令和4年4月1日以降に開始した治療の申請について【新制度適用】

### ①対象者（以下のすべてに該当する方）

- 夫婦いずれもまたはいずれか一方が新居浜市内に1年以上住所を有する夫婦（事実婚も含む）であること（※他の市町村等で助成申請をされる方は対象となりません）
- 夫婦のいずれもが市税を滞納していないこと
- 治療を開始した日の妻の年齢が43歳未満であること（令和4年4月2日から令和4年9月30日までの間に43歳の誕生日を迎える方については、43歳になってからでも、その期間中に治療を開始したのであれば、1回の治療に限り対象）

### ②対象となる治療等（4月1日以降、新たに保険適用になったものに限る）

採卵、採精、体外受精、顕微授精、受精卵・胚培養、胚凍結保存、胚移植

### ③助成金額

1回の申請につき上限9万円（健康保険から還付される金額は助成対象外）

### ④申請方法

治療開始日から1年以内に、以下の必要書類を持って、保健センターへ申請してください。

また治療開始時に限度額適用認定証の交付を受けてください。

（★の様式は新居浜市ホームページからダウンロード可能。）

	必要書類	備考
1	特定不妊治療費助成金交付申請書★	
2	個人情報確認同意書★	氏名は必ずその本人が署名。 個人情報確認同意書を提出していただくことで、保健センターが納税状況を確認。そのために夫婦両方の本人確認書類（写し可）が必要。
3	夫婦両方の本人確認書類（写し可）	(1)顔写真付きで官公署が発行した次のうちどれか1つ 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等 写真付証明書（官公署発行） (2) (1)をお持ちでない場合は、次のうちどれか2つ 健康保険被保険者証、各種年金証明書等(官公署発行) 社員・学生証、通帳、診察券（官公署以外発行）
4	特定不妊治療助成事業受診等証明書★	主治医に記入を依頼。
5	【法律婚の場合】 戸籍謄本(全部事項証明) 【事実婚の場合】 ア. 夫婦両方の戸籍謄本(全部事項証明) イ. 夫婦両方の住民票 ウ. 事実婚関係に関する申立書★	治療開始時に法律上の婚姻関係（又は事実婚関係）であることの証明書類として必要。 ※年度初回時は原本（3か月以内に発行されたもの）が必要。同一年度2回目以降の申請はコピー可。
6	薬剤内訳書★	必要な場合、主治医に記入を依頼。
7	夫婦両方の健康保険証（写し可）	
8	限度額適用認定証	ご加入の健康保険組合にお問い合わせください。
9	特定不妊治療費助成金請求書★	
10	請求者名義の銀行通帳（JA、ゆうちょ銀行も可）	
11	夫及び妻の納税証明書	※ 3個人情報確認同意書を提出する場合は不要 自身で発行する場合は、手数料減免のため、申請時に「使用目的 不妊治療助成」、「提出先 保健センター」と記入。

※「個人情報確認同意書」を提出し、納税状況を確認する方のうち、収入のない人や非課税所得のみの人は課税資料がないため、事前に市民税課で市県民税申告をお済ませください。

申請窓口・問い合わせ先

新居浜市保健センター ☎0897-35-1070

